

記入上の注意

本申請書は、授業料を支援する「静岡県私立学校家計急変緊急支援費補助金」と授業料以外を支援する「静岡県私立高等学校等奨学給付金(家計急変)」の申請書を兼ねています。申請を希望する場合は、【申請内容】の希望する申請区分に○を記入してください。

【申請内容】の欄は、申請を希望する欄に○を記入してください。

- 「授業料」支援の申請を希望する場合は、静岡県内に所在する学校に在学している生徒の保護者等で、他の都道府県で支援を受けていない方が対象になります。
- 「授業料以外」の支援の申請を希望する場合は、静岡県内に在住する保護者等のみが対象になります。静岡県外に在住する保護者等の場合は、お住まいの都道府県において御確認ください。

【対象となる高校生等について】の欄は、次により記入してください。

- 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④高等学校（専攻科）」、「⑤中等教育学校（後期課程）」、「⑥中等教育学校（専攻科）」、「⑦高等専門学校（1～3学年）」、「⑧専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑨専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑩専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑫専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑬専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑭各種学校（外国人学校）」、「⑮各種学校（その他）」の別を記入してください。

【家計急変事由について】の欄は、次により記入してください。

家計急変した事由に該当する場合は、保護者等の家計急変の発生日を証明する書類又は家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類等（確認書類）を必ず提出してください。

【保護者等の状況について】の欄は、次により記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の(1)～(5)は除きます。
 - (1) 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - (2) 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - (3) 法人である未成年後見人
 - (4) 民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - (5) その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ ①又は③に該当するときは、保護者等全員の確認書類（戸籍謄本等）を添付してください。
- ハ ②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の確認書類を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の確認書類を提出できない場合」は、④及び⑤の「親権者が存在しない場合」に含まれます。この場合は、別途、事実を証明できる書類等を添付してください。
- ニ ④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の確認書類を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

【扶養親族等の状況について】の欄は、次により記入してください。

- 高等学校等に通う高校生等及び15歳以上（中学生は除く）23歳未満の被扶養者については、扶養を確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。

留意事項

- 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、本補助金（給付金）の受給資格はありません。
- 同一生徒が2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請してください。
- 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く）が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。
- 偽りその他不正の手段による申請により受給した場合、支給された給付金の一部または全部について返還の対象となり、また、別途加算金等が課せられるほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。
- その他、不利益が生じる恐れがありますので、内容を正しく記入してください。